吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書類）

２０２０年４月１日

東北電力株式会社
東北電力ネットワーク株式会社

２０２０年４月１日

吸収分割に係る事後開示事項

宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力株式会社
取締役社長　社長執行役員　樋口 康二郎

宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長　坂本 光弘

東北電力株式会社（以下，「分割会社」といいます。）及び東北電力ネットワーク株式会社（以下，「承継会社」といいます。）は，２０１９年４月２５日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約に基づき，２０２０年４月１日付で分割会社が一般送配電事業，離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業（以下，「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下，「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は，次のとおりです。

１．本件分割が効力を生じた日

本件分割は２０２０年４月１日に効力を生じました。

２．分割会社における法定手続の経過

（１）会社法第７８４条の２の規定による手続の経過

会社法第７８４条の２に基づき，分割会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

（２）会社法第７８５条の規定による手続の経過

分割会社は，会社法第７８５条第３項及び第４項に基づき，２０２０年２月１９日付で株主に対して電子公告を行いましたが，同条第１項に従い，分割会社に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

（３）会社法第７８７条の規定による手続の経過

分割会社において，新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため，新株予約権買取請求に関する手続きは実施しておりません。

（４）会社法第７８９条の規定による手続の経過

分割会社は，会社法第７８９条第２項及び第３項に基づき，２０２０年２月１９日付の官報及び電子公告により，債権者に対して公告を行い，また，２０２０年２月１９日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いましたが，債権者から異議の申述はありませんでした。

３．承継会社における法定手続の経過

（１）会社法第７９６条の２の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり，会社法第７９６条の２に基づき，承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

（２）会社法第７９７条の規定による手続の経過

本件分割は，承継会社の唯一の株主である分割会社の同意をもって，承継会社の株主総会の承認決議があったものとみなされており，反対株主は存在しないため，該当事項はありません。

（３）会社法第７９９条の規定による手続の経過

承継会社は，会社法第７９９条第２項に基づき，２０２０年２月１９日付の官報により，債権者に対して公告を行いましたが，債権者から異議の申述はありませんでした。なお，承継会社には，知れている債権者はなく，個別の催告は行っておりません。

４．吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は，本件分割の効力発生日をもって，吸収分割契約の定めに従い，分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産及び負債の額（概算値）は，それぞれ２兆３４１億円及び３，６７６億円です。

５．会社法第９２３条の変更の登記をした日

本件分割にかかる分割会社及び承継会社の変更登記は，いずれも２０２０年４月８日に申請を予定しております。

6．その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

本事後開示書面は原本と相違がないことを証明します。

２０２０年4月１日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力株式会社
取締役社長　社長執行役員　　樋口 康二郎

宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長　　坂本　光弘